

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

宇多津ショッピングデパート 綾歌郡宇多津町1784番地99

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前 管財人 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社マイカル

変更前 管財人 岡田元也

変更後 代表取締役 川本敏雄

ウ 大規模小売店舗において退店した小売業者の名称及び住所

株式会社名物かまど 坂出市江尻町1247番地

株式会社グリーン館ミヤハラ 岡山県倉敷市堀南755番地の1

株式会社マツダ 丸亀市本町132番地

株式会社マナ・ティー 広島県広島市安佐北区落合1丁目11番23号

エ 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者の名称及び住所

株式会社藤久 愛知県名古屋市名東区高社1丁目210番地

(4) 変更年月日

平成18年5月25日

(5) 変更理由

(3)のアの事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため

(3)のイの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

(3)のウの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が退店したため

(3)のエの事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が入店したため

2 届出年月日

平成19年4月12日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課

(2) 縦覧期間

平成19年4月24日（火曜日）から同年8月24日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日

から4月以内（平成19年8月24日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇

多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ